
使用中の低濃度PCB含有製品の 管理基準の考え方

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

1. 永田検討会での意見とりまとめ

- PCB廃棄物の保管基準を参考に、PCBの飛散・漏洩等がないような管理が必要。

2. 考え方

- 届け出制度により使用の場所からPCBを含有する製品が紛失しないように措置を講じた上で、PCB含有製品のメンテナンス等で、使用の場所からPCBが飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように措置を講ずる。

3. 今後の方針

- PCB廃棄物の保管基準に加え、水銀や薬品等の管理基準を参考に考え方を整理する。
- 事業者等にヒアリングを行うとともに、現地調査を行う。

(参考) 保管中のPCB廃棄物の保管基準

廃棄物処理法第12条の2-2

- 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（特別管理産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物処理法第12条の2-8

- その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

省令第八条の十三

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲いが設けられていること。

ロ **見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板**が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

イ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨

ロ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

二 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

ロ 保管の場所から**特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しない**ように次に掲げる措置を講ずること。

イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が**高温にさらされない**ために必要な措置

ロ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置

